

---

# 第1章 避難所運営にあたって

---

- この章では、避難所運営を行うにあたっての、大淀町の避難所運営に関する基本原則及び事前に協議しておくべきことなどを記載しています。
- 避難所運営への準備を始める際に、基本的な確認に使用してください。

# 1、避難所運営の基本方針と基礎知識

## (1)はじめに

地震や風水害等により町内において被害が発生したとき（又は恐れのあるとき）、町では地区ごとに避難指示を発令します。その際に住民の安全を確保するため対象地区ごとに定める避難所を開設します。また、避難所は災害がひと段落したあとも、被害が復旧されるまで、住家を失った住民や交通の遮断による帰宅困難者等が臨時に生活を行う場としての役割を持っています。

本マニュアルは、避難所のあり方をまとめたものです。避難所の開設・運営を円滑かつ的確に行うための実施手順等及び避難所を利用する人ならば誰もが知っておくべき基本原則を簡潔にまとめています。

特に避難所担当職員、施設管理者、避難者の代表の方はこの節を十分に理解し、行動してください。

## (2)避難所運営の基本方針

### [その1]

**避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。**

- ①災害発生直後は、住民の生命の安全確保と安全な避難場所の提供を行います。
- ②避難所は災害で住家に被害を受けた人や、電気、水道、ガスなどのライフラインの機能が低下して生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行ないます。
- ③避難所で提供する生活支援の主な内容は、次の4つです。

- ア 生活場所の提供
- イ 水、食料、生活物資の提供
- ウ トイレなどの衛生環境の提供
- エ 生活情報、再建情報の提供



- ④生活支援のためには、町災害対策本部で必要な物資などの数量を確実に把握する必要がありますので、避難者を世帯単位で登録します。
- ⑤避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点等にも配慮するように努めます。
- ⑥避難者への生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、災害時要援護者とされる方々については、介助者の有無や障害等の種類・程度等に応じて優先順位をつけるなどの配慮をします。

### 〔その2〕

**避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。**

- ①住宅(家屋)をなくした人に対しては、避難所閉鎖後は応急仮設住宅等で対処します。

### 〔その3〕

**避難所では、避難所を利用する人の自主運営を原則とします。**

- ①避難所を自主的に運営するために、避難者は、生活の単位となる「組」(受け入れた部屋ごと、あるいは10世帯程度)と、役割を分担した「班」を編成するとともに、「避難所運営委員会」を組織し、避難所運営に関わる事項を協議、決定します。
- ②避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすいするために、資料6「避難所のルール」(P46)を遵守します。
- ③避難所の運営が特定の人々に過重に負担とならないように、町職員、施設管理者を含めて、できるだけ交代や当番などにより対応することとします。

### 〔その4〕

**避難所の後方支援は、町の災害対策本部が行います。**

- ①避難所は、食料・物資などの配給を受けるため、町災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- ②避難所では、町災害対策本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員などの支援を受け、被災者の心身の健康管理を行います。
- ③避難所は、避難場外の場所に滞在する人の生活支援なども行う地域の拠点施設として機能するよう、町災害対策本部から必要な支援を受けます。

### (3)避難所とは

---

大雨による浸水やがけ崩れ、地震などの災害に備え、町ではあらかじめ「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定しています。本町においては、すべての施設において「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を兼ねています。

#### ①指定緊急避難場所



災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかにその危険から逃れ、一時緊急的に避難するために町が指定している場所です。

#### ②指定避難所



災害による被害によって家に帰ることができなくなった人などが一定期間生活するために町が指定している場所です。

#### ③福祉避難所



自力で生活することが困難な高齢者や障害者を受け入れる二次的な避難施設です。避難所からの要請など必要に応じて、社会福祉施設の被害状況や受入れの可否を町が確認した上で受入れの支援を行うため、原則として発生直後の避難はできません。

## 大淀町避難所一覧表

NO.	地区名	風水害時の避難場所	震災時の避難場所
1	中増	大淀東部幼稚園	大淀東部幼稚園
2	西増	大淀東部幼稚園	大淀東部幼稚園
3	増口	大淀東部幼稚園	増口コミュニティセンター
4	出口	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
5	比曽	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
6	上比曽	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
7	北六田	希望ヶ丘小学校	希望ヶ丘小学校
8	北野	希望ヶ丘小学校	希望ヶ丘小学校
9	新野	希望ヶ丘小学校	希望ヶ丘小学校
10	馬佐	公民館馬佐分館	公民館馬佐分館
11	口越部	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小学校
12	中越部	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小学校
13	奥越部	奥越部老人憩いの家	奥越部老人憩いの家
14	土田	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘小学校
15	南大和	公民館南大和分館 公民館南大和北分館	公民館南大和分館 公民館南大和北分館
16	口桧垣本	大淀中学校	大淀中学校
17	上桧垣本	文化会館	文化会館
18	吉野平	公民館吉野平分館	公民館吉野平分館
19	金吾町	金吾町北郷コミュニティセンター	金吾町北郷コミュニティセンター
20	畑屋	金吾町北郷コミュニティセンター	金吾町北郷コミュニティセンター
21	持尾	吉野路大淀iセンター	吉野路大淀iセンター
22	矢走	矢走老人憩いの家	矢走老人憩いの家
23	芦原	吉野路大淀iセンター	吉野路大淀iセンター
24	新町1丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
25	新町2丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校

NO.	地区名	風水害時の避難場所	震災時の避難場所
26	新町3丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
27	岡崎1丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
28	岡崎2丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
29	岡崎3丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
30	西町1丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
31	西町2丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
32	西町3丁目	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘小学校
33	西町4丁目	公民館西町4丁目分館	桜ヶ丘小学校
34	西町5丁目	県立大淀養護学校体育館	西町5丁目コミュニティセンター
35	西町6丁目	県立大淀養護学校体育館	県立大淀養護学校体育館
36	香梨台	公民館香梨台分館	公民館香梨台分館
37	車坂町	公民館車坂分館	県立大淀養護学校体育館
38	高見台	高見台コミュニティセンター	高見台コミュニティセンター
39	つつじヶ丘	公民館車坂分館	県立大淀養護学校体育館
40	北町1丁目	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
41	北町2丁目	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
42	北町3丁目	第1保育所	第1保育所
43	北町学園前	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
44	岩壺	平畑体育館	平畑体育館
45	鉾立	鉾立コミュニティセンター	鉾立コミュニティセンター
46	大岩	公民館大岩分館	公民館大岩分館
47	今木	大淀西部幼稚園	大淀西部幼稚園
48	薬水	薬水コミュニティセンター	薬水コミュニティセンター
49	佐名伝	佐名伝公民館	佐名伝公民館
50	大阿太 グリーンポリス	佐名伝公民館	佐名伝公民館
51	花吉野 ガーデンヒルズ	公民館花吉野ガーデンヒルズ第2分館	公民館花吉野ガーデンヒルズ分館 公民館花吉野ガーデンヒルズ第2分館

※希望ヶ丘小学校・緑ヶ丘小学校・桜ヶ丘小学校・大淀中学校に関しては指定緊急避難場所については「体育館及び運動場」、指定避難所については「体育館」とします。

## (4)避難所運営に関わる人・組織とその役割

### ①避難所担当職員



- 避難所の開設・運営のため、避難所に派遣される町の職員です。
- 町が避難所を開設した場合に、各指定避難所に派遣されます。
- 避難所運営委員会の活動全般に携わるとともに、町災害対策本部との情報連絡を行い、避難所内の課題解決に向けて要請や調整を行います。

### ②施設管理者



- 避難所となる施設の管理者や職員です。
- 避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設利用に関することを中心に避難所運営の支援を行います。

### ③避難所リーダー



- 避難所が設置されている地区の区長をはじめ自主防災組織やその他地域団体の役員の方々です。
- 避難所が開設されるまで中心となって避難者を誘導し、また避難所開設時は、円滑に運営を開始するために中心となって各種活動を行います。

### ④避難者



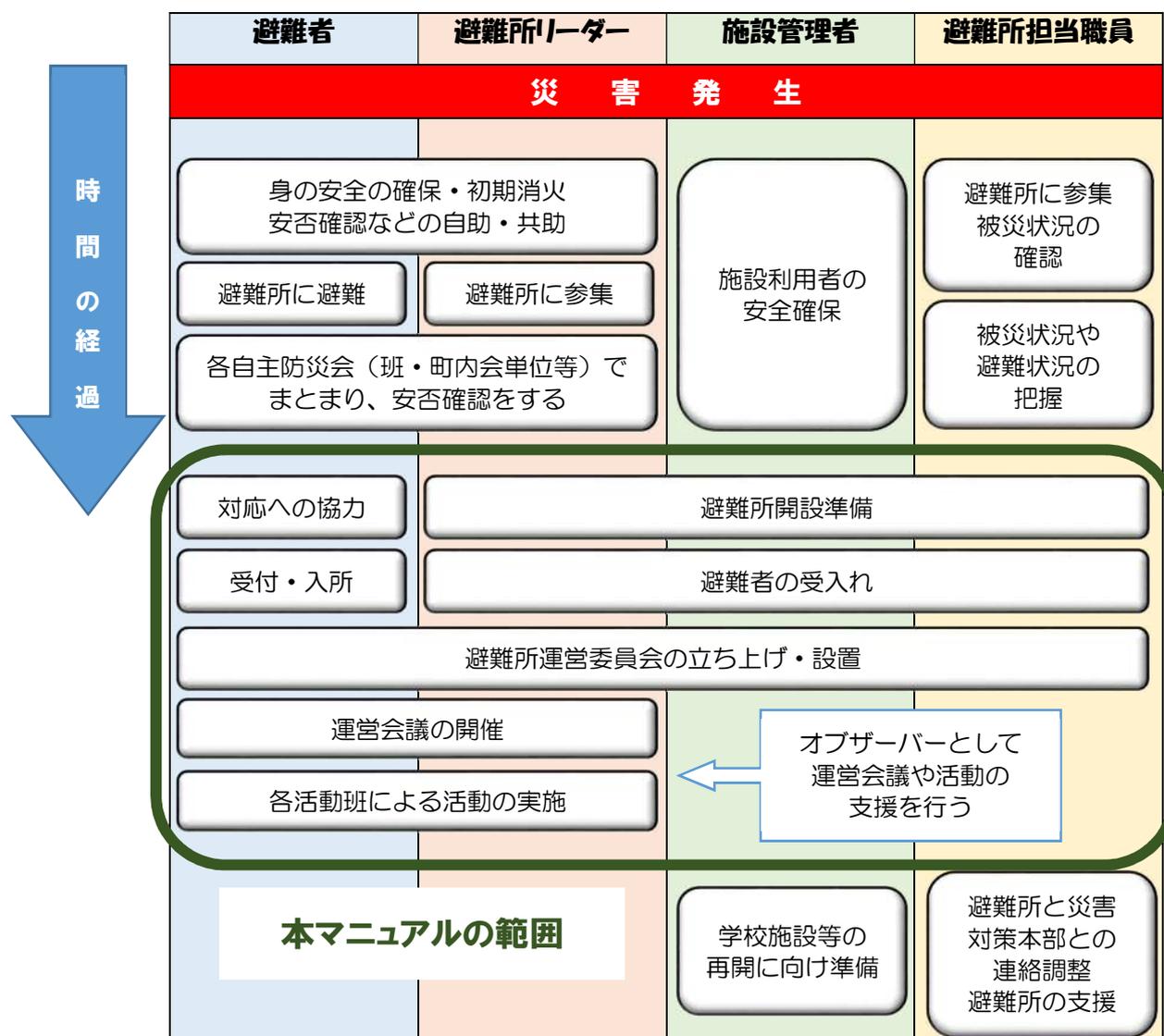
- 災害によって被害を受けた、もしくは受ける恐れがあり避難所に避難しているの方々です。帰宅困難者など避難所設置地域以外の方が避難される場合もあります。
- 避難所が開設されるまでは、避難所リーダーや町職員の指示に従って協力し、避難所開設後は各種運営に積極的に参加し、避難者による自主的な運営を行っていきます。

### ⑤避難所運営委員会



- 避難所の運営に関することを自主的に協議・決定し、避難所生活の運営全般に関わる組織です。
- 避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダー等避難所の代表者によって構成されます。

## (5) 避難所の開設・運営の流れ



## 2、避難所運営の事前準備

### (1)自宅での防災対策

いざ災害が起こったとき、身体がこわばってしまい頭が真っ白になり、適切な判断が難しくなります。そのため、事前に家族と話し合ったり、防災訓練等に参加するなど、日ごろからの備えが大切です。

#### ★家族で災害時の対応を確認！！

- ・避難する場所や安全な避難ルートを確認しておきましょう。
- ・家族が離れ離れになったときの一時的な集合場所や最終的な避難場所を確認しておきましょう。
- ・できれば家族で実際に下見をしておきましょう。
- ・外出中に災害が起きた場合の安否確認の方法や集合場所について事前に確認しておきましょう。
- ・家族それぞれの勤め先や学校、親類などの連絡先を確認し、貼り紙をしておきましょう。



#### ★家の安全をチェック！！

- ・家具類の転倒・落下防止対策をし、家の中に安全な空間をつくりましょう。
- ・出入口にはものを置かないようにしましょう。
- ・植木鉢などは落ちる危険性のない場所におきましょう。
- ・屋根瓦の補強やアンテナの固定をしましょう。
- ・窓ガラスには飛散防止フィルムを貼りましょう。
- ・消火器の位置を確認しておきましょう。



#### ★非常用持ち出し袋(防災バッグ)の準備！！

- ・非常時に必要なものをあらかじめリュックなどに詰めて、家の入口の近く等すぐに持出せる場所においておきましょう。
- ・食料品や水、電池などの定期的な交換が必要なものは日付を入れて、定期的の中身のチェックをしましょう。
- ・男性 15 キロ、女性 10 キロが目安とされています。
- ・大規模な災害発生時には、食料品が品薄になる可能性もあるため、最低でも 3 日分、できれば 1 週間程度の家庭での食料品の備蓄に取り組むことが大切です。



## 〈非常時持ち出し品の例〉

### ★一次持ち出し品（持ち出し袋に入れるもの）★



#### 非常食

飲料水、乾パン、缶詰など火を通さなくても食べられるもの。  
※缶切りや栓抜きも必要であれば忘れず入れておく。



#### 携帯用ラジオ

予備の電池は多めに用意する。



#### 懐中電灯

できれば両手が使えるヘッドライトが好ましい。  
予備の電池も忘れずに。



#### 救急衣料品

ばんそうこう、キズ薬、包帯、普段飲んでいる常備薬など。



#### 貴重品

預金通帳、印鑑、健康保険証コピー、免許証コピー、  
現金（公衆電話代で10円玉と100円玉数枚）など



#### その他生活用品

下着、防寒着、タオル、カイロ、ウエットティッシュ、  
ライター、紙おむつ、生理用品など

### ★二次持ち出し品（災害発生後の生活のために備蓄しておくもの）★



#### 飲料水

飲料水は1人1日3リットルを目安に。



#### 食料品

アルファ米、缶詰やレトルトのおかず、インスタント食品（カップラーメンなど）、菓子類（クッキーやチョコレートなど）、乳幼児や高齢者用の食品も忘れずに。



#### 燃料

卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料



#### その他生活用品

毛布、寝袋、なべ、やかん、ポリタンク、バケツ、紙皿、紙コップ、  
割り箸、工具セット、簡易トイレなど

※その他各家庭の人数や状況に応じて、各自必要なものを準備しておきましょう。

## (2)運営の事前準備

災害時に円滑に避難所運営ができるよう、各地域で避難所運営について、事前に話し合うことが大切です。

### ① 避難所の運営管理体制の整備

- 避難所ごとに派遣する避難所担当職員(行政担当者)をあらかじめ決めておきます。
- 大規模災害にあつては、避難所の開設期間が7日間以上に及ぶことも想定して避難所の運営管理、連絡調整に携わる体制を整備します。
- 町災害対策本部において「避難所運営マニュアル」を作成し、町災害対策本部と避難所の間で効率的な情報を共有するために必要な様式や連絡・要請・調達先のリストを整備、保存しておきます。

### ② 避難所における役割分担の確認

- 各避難所に避難所運営組織を編成し、施設管理者、自治会、町内会、周辺事業所なども含めて、避難所運営に関わる事項を事前に協議しましょう。
- 各区・自主防災組織などにおいては、事前に避難所開設・運営に必要な班構成を決定し、それぞれの役割を確認しておきましょう。



### ③ 避難所での初動対応の手順の確認

- 誰がどの鍵を保管するのか、鍵の保管・管理方法について事前に決めておきましょう。
- 施設の開門・解錠、安全確認等の手順の確認をしましょう。
- 鍵の管理者リストは**様式1「鍵管理・緊急連絡先一覧」(P47)**により、年に1回程度、定期定期に更新しましょう。

### ④ 避難所の生活ルール及び受入れスペースの確認

- **資料6「避難所のルール」(P46)**を参考にあらかじめ避難所のルールを決めましょう。
- 各避難所において、**資料1-1「避難所レイアウト例」(P37)**、**資料1-2「設置することが望ましいスペース等」(P38)**、**資料1-3「ペットの飼育スペースの設置にあたって」(P39)**の例を参考に、避難者を受け入れるスペース(施設・部屋)などについて事前に施設管理者の協力を得ながら確認を行いましょう。